

(保護者記入欄)

R2 施設等

利用(申込)児童名 (生年月日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)
利用中(予定)または 申込中の 施設等の名称	利用中 利用予定 申込中(第一希望)	利用中 利用予定 申込中(第一希望)	利用中 利用予定 申込中(第一希望)

相模原市長 あて

就 労 (内 定) 証 明 書

(就労開始前の証明の場合は、内定証明書となります)

(事業所等記入欄)

*鉛筆および消せるボールペン等での記入は無効 *訂正する場合は、訂正箇所証明者印を押印(修正テープ等での訂正は無効)

就 労 者 氏 名												
就 労 者 住 所	相模原市											
事 業 所 等 の 業 種	農業,林業 漁業 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業 金融業,保険業 不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 宿泊業,飲食サービス業 生活関連サービス業,娯楽業 教育,学習支援業 医療,福祉 複合サービス事業 公務 その他()											
就 労 者 の 業 務 内 容												
就 労 状 況 に 関 する 事 項 欄	雇 用 (予 定) 期 間	採用(予定)日: 年 月 日 / 保育所等の利用開始次第					~					
	勤 務 先 事 業 所 等 名 称	「自宅」を拠点に就労している場合										居宅内就労 居宅外就労
	勤 務 先 所 在 地											
	雇 用 の 形 態	正社員 自営業 パート・アルバイト 非常勤・臨時職員 派遣社員 内職 その他()										
	就 労 時 間 ・ 日 数	固 定 就 労 の 場 合	月 火 水 木 金 土 日 祝 祭 日	平日	時 分 ~ 時 分	土 曜	時 分 ~ 時 分					
		就 労 時 間 に は 休 憩 時 間 を 含 む こ と	月(4週間)の就労日数 日 (要就労曜日×4週で算出)	日 曜	時 分 ~ 時 分	月(4週間)の就労時間 時間 分	日 曜	時 分 ~ 時 分				
	変 則 就 労 の 場 合	月(4週間)の就労日数 日	月(4週間)の就労時間 時間 分	__休憩時間含む								
	賃 金 形 態 金額欄も記入が必要	月 給 [基 本 給]	日 給 [基 本 給]	時 間 給 [基 本 給]	内 職 [単 価]	その他 []						
		金額	円	「その他」の場合、「売上」「歩合制」「役員報酬」などの支給形態を記入								
	就 労 実 績	区 分	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
就 労 日 数		日 / 月	日 / 月	日 / 月	日 / 月	日 / 月	日 / 月	日 / 月	日 / 月	日 / 月	日 / 月	
就 労 時 間		時間 / 月	時間 / 月	時間 / 月	時間 / 月	時間 / 月	時間 / 月	時間 / 月	時間 / 月	時間 / 月	時間 / 月	
総 支 給 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
「雇用の形態」が、「正社員」(自営業除く)の場合のみ記入不要。「正社員」以外(自営業含む)の場合は、直近6か月分の実績の記入が必要(6か月分の実績がない場合は実績がある月分のみ記入。当該期間に育児休業等を取得していた場合、休業期間を除く過去6か月分を記入)。												
休 業 等 証 明 欄	産 前 ・ 産 後 休 業 の 取 得	予 定	取 得 中	取 得 済	年 月 日 ~	年 月 日						
	育 児 休 業 ・ 介 護 休 業 の 取 得	予 定	取 得 中	取 得 済	年 月 日 ~	年 月 日						
		短 縮 の 可 否	可	不可	延 長 の 可 否	可(最長 年 月 日まで)	不可					
	新 生 児 / 被 介 護 者	氏 名			生 年 月 日 (出 産 予 定 日)	年 月 日						
復 職 日	年 月 日 すでに復職している場合のみ記入											

上記の内容について、事実であることを証明いたします。

証 明 日	年 月 日
事 業 所 名 代 表 者 職 ・ 氏 名 所 在 地 記 入 者 名 ・ 連 絡 先	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>
代表者職・氏名、社印または代表者印がないものは無効(支店等で証明の場合、支店長などの職・氏名および印)。	

本様式は、保育所等施設の利用(申込)児童または施設等利用給付認定申請児童の保護者の就労(内定)状況等を把握するため、保護者等が事業所等からの証明を受け、相模原市長に提出するものです。証明日から2か月を過ぎて提出されたものは無効です。内容確認のため、市から事業所等に問い合わせる場合やその他の説明資料の提出を求める場合があります。また、記載内容が事実と相違した場合、保育所等施設の利用あるいは施設等利用給付認定を取り消す場合があります。

[市のホームページ(トップページ>暮らし・手続き>子育て>保育園・認定こども園 または トップページ>暮らし・手続き>子育て>無償化に伴う手続きについて)から、「電子入力用」の様式もダウンロードできます]